

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について未納との回答を得た。昭和46年2月から同年3月ごろに、A市役所で国民年金の加入手続を行った際に、今なら未納期間についてさかのぼって納付できると説明を受けたので、5年分の国民年金保険料をまとめて2万円から3万円納付したのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びA市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人が所持している国民年金手帳の記号番号は、昭和46年2月ごろにA市において払い出され、36年4月1日にさかのぼって資格を取得しており、申立期間は強制加入期間である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和46年2月から3月ごろは、第1回特例納付の期間内（昭和45年7月から47年6月まで）であり、申立期間の保険料を納付することは可能である。

さらに、申立人が、当時、5年分の国民年金保険料2万円から3万円をまとめて納付したとしているところ、その金額は、申立期間の5年分の保険料額（2万7,000円）とおおむね一致する。

加えて、申立人は国民年金の加入手続を行った年の昭和46年1月以降、60歳に到達するまでの保険料を完納しており、保険料を納付する意識は高く、申立内容に不自然さはみられない。

このほか、申立人と一緒に国民年金の加入手続を行ったとする二人の義

妹は、申立人が「一緒に加入手続を行った頃に、5年分を納める。」、「過去の保険料をまとめて支払った。」と述べていたような記憶があると供述している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から47年9月まで
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について未納との回答を得た。A市役所で妻の国民年金加入手続を行った昭和46年2月から同年3月ごろに、今なら未納期間についてさかのぼって納付できると説明を受けたので、国民年金保険料をまとめて5万円から6万円程度納付したのに、未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びA市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人が現在所持する国民年金手帳の記号番号は、申立期間経過後の昭和49年10月ごろにA市において払い出され、36年4月1日にさかのぼって資格を取得していることが確認できることから、申立人が国民年金保険料を納付したとする46年当時、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、国民年金被保険者台帳及びA市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、手帳記号番号払出後の昭和49年12月に、この時点で時効期限が到来しておらず過年度納付できる47年10月から48年12月までの国民年金保険料をまとめて納付しているほか、第2回特例納付実施期間中の50年に、36年4月から42年3月までの国民年金保険料6万4,800円を5回に分けて納付していることが確認できる。申立人には、5万円から6万円程度のまとまった保険料を納めた記憶は一度しかないことから、申立人は、まとめて納付した保険料について、申立期間の保険料と第2回特例納付により納付した保険料とを混同しているものと考えられる。さらに、申立人は、昭和36年ごろに父が国民年金の加入手続を行って

くれたはずであるとしているが、これを行った父は既に死亡しているため、加入手続等の詳細は不明である上、年金手帳は1冊しか所持していなかったとしており、ほかに申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 20 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 35 年 11 月 16 日から 46 年 5 月 21 日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和 32 年 3 月 20 日から 46 年 5 月 20 日まで、A 社に勤務していたので、各申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び当時の同僚の供述等から、申立人は、中学校を卒業した昭和 32 年 3 月末から 46 年 5 月 20 日まで A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社は、申立人に係る賃金台帳等を保有しておらず、申立人の各申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立期間①については、申立人と同年齢で共に中学校を卒業し、A 社に就職したと供述している同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同じく昭和 32 年 5 月 1 日であり、当該同僚に照会したところ、申立人と共に同年 3 月末から勤務していたことは記憶しているものの、申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況について具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 32 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得し、35 年 11 月 16 日に同資格を喪失した後、同年 12 月 12 日に健康保険証を返納していることが確認できる。一方、申立人は、A 社に勤務してい

た期間は、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、所持している申立期間②のうち昭和40年9月分及び41年4月分から44年1月分まで（42年7月分は除く）の給与明細書によると、雇用保険料の控除は確認できるものの厚生年金保険料の控除は確認できない。

加えて、申立人が、申立期間①から現在まで居住しているB市役所に申立人の国民健康保険の加入記録を照会したところ、申立期間②中の昭和43年6月5日から現在まで同保険の被保険者であることが確認できる。

なお、申立人は、上記の給与明細書以外に関係資料を所持しておらず、ほかに各申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から31年6月1日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和30年4月1日から31年9月21日まで、A社に継続して勤務していたにもかかわらず31年6月1日からの被保険者記録しかない。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人に係る人事記録、賃金台帳等を保有しておらず、申立人の申立期間当時の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚を記憶しておらず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者であった従業員17人に照会しても、申立人の申立期間における同社での勤務の実態が確認できない。

さらに、申立人は、B社を退職した後にA社に勤務したとしているところ、B社の現在の事業主は、「高校を卒業し、同社で勤務を開始した昭和31年3月ごろ、申立人が勤務していたことを記憶している。」と供述しており、一方、申立人も、B社在籍時に、現在の事業主が、同社に入社したことを記憶している。このことから、申立人は、少なくとも昭和31年3月当時、B社に勤務しており、A社には勤務していなかったものと推認できる。

加えて、A社に係る被保険者名簿により、申立期間当時に被保険者であった従業員は、「申立期間当時、A社は長くて4か月程度の試用期間を設けており、試用期間経過後に、工場長の判断により正社員として採用し、同時に厚生年金保険に加入させていた。」と供述していることから、仮に申立人が、昭和31年3月ごろからA社に勤務したとしても、同年5月末までは試用期間により、厚生年金保険には加入していなかったことがうかがえる。

その上、申立期間において、A社に係る被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番は無い。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月から 38 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和 36 年 3 月から 4 か月程度、A社B局（現在は、C社）のD事業所で教習生として在籍した後、同局のE事業所に臨時雇用員として採用され、試用員を経て、38 年 1 月 1 日から正職員として勤務していた。昭和 36 年 3 月から 38 年 1 月 1 日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、独立行政法人F機構G部が保管する履歴書により、昭和 36 年 9 月 28 日から 37 年 10 月 31 日までは臨時雇用員としてE事業所に、37 年 11 月 1 日から同年 12 月 31 日までは試用員としてH事業所に勤務した後、38 年 1 月 1 日に正職員に任用されていることが確認できる。

また、D事業所の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は正職員として任用されるまでに同事業所に教習生として在籍していたと推認できる。

しかし、上記G部では、A社が臨時雇用員等の厚生年金保険への加入手続について事務処理規程を定め、その運用を開始したのは昭和 38 年 10 月 1 日からであり、それ以前は臨時雇用員等を厚生年金保険に加入させていなかったとしている。事実、B局が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 38 年 11 月 1 日であり、申立期間においては適用事業所では無い。

また、申立人が氏名を挙げているD事業所及びE事業所勤務当時の同僚

について、オンライン記録を確認したが、教習生、臨時雇用員及び試用員であった期間の加入記録は無く、これら同僚から、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることもできなかった。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで
② 昭和 40 年 1 月 4 日から 44 年 7 月 26 日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、A組合に勤務していた申立期間①及びB組合に勤務していた申立期間②について、昭和 45 年 3 月 24 日に脱退手当金が支給されている旨の回答を得た。

しかし、B組合退職後に、脱退手当金の請求手続きを行ったことは無く、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B組合に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が付されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 56 年 2 月 26 日まで
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間については、A社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び当時の同僚の供述から、申立人が、昭和 51 年 4 月 1 日から 56 年 2 月 25 日まで申立事業所であるA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A社は、申立期間経過後の昭和 56 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所でないことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が適用事業所となった昭和 56 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得した9人の年金記録を確認したところ、このうち事業主を含む7人は、それ以前から国民年金に加入し、保険料を納付している。

さらに、事業主を含む7人はいずれも、「A社が、昭和 56 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となる前から勤務しているが、厚生年金保険に加入するまでは、国民年金に加入し、保険料を納付していた。」と供述しており、適用事業所となる前から、従業員の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実はうかがえない。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間の開始時期に当たる昭和 45 年 4 月 1 日から満 60 歳となる平成 19 年*月*日まで国民年金に加入しており、昭和 48 年 4 月分から同年 9 月分までの保険料を納付している。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月から28年6月1日まで

中学校を卒業後1年ほど経過した昭和26年4月ごろ、当時のA組合の専務の紹介で、同組合で働きはじめたが、社会保険事務所（当時）で確認したところ、28年6月1日から同年11月15日までの厚生年金保険の加入記録しか無い旨の回答を得た。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA組合の同僚の供述から、申立人が申立期間当時、同組合で勤務していたことは認められる。

しかし、当該同僚2人は、申立人が当時、A組合で勤務していたことは記憶しているものの、いずれも厚生年金保険に加入していたかどうかはわからないとしている。

また、A組合の承継組織であるB組合は、当時の人事記録、賃金台帳等の資料を廃棄している上、当時の組合長、専務及び事務担当者はいずれも既に死亡していることから、申立期間について、申立人の給与から保険料が控除されていたかどうか確認することができない。

さらに、A組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人は昭和30年6月に、28年6月1日にさかのぼって厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間については申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番は無い。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をう

かがわせる周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。